

「令和6年度ICTを活用した心の健康観察事業」業務企画提案募集要領

1 募集要領

(1) 業務名

令和6年度ICTを活用した心の健康観察事業

(2) 目的

生徒に貸与されている情報端末等に「心の健康観察相談システム」を導入することで、生徒の諸問題への対策として、日常的な心の健康観察等から生徒が発信するSOSサインの早期発見と適切な支援につなげる体制を構築し、その効果について検証を図る。

(3) 業務内容

ICTを活用した心の健康観察事業に関する業務一式
(別紙1「令和6年度ICTを活用した心の健康観察事業業務仕様書」のとおり)

(4) 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(5) 事業費

4,330,000円(取引に係る消費税及び地方消費税を含む)

(6) 実施校

県内のモデル校(3校)

2 応募資格

以下のイからハマまでに掲げる要件の全てを満たすこと。

- イ 委託業務を確実に遂行するに足る技術と人材を有すること。
- ロ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- ハ 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例67号)及び宮城県入札契約暴力団等排除要綱等を遵守できること。

3 日程

(1) 選考スケジュール

内 容	期 日
企画提案募集開始及び質問受付開始	令和6年6月17日(月) 13時から
質問受付締切	令和6年6月24日(月) 13時まで
質問に対する回答	令和6年6月28日(金)
企画提案書提出締切	令和6年7月 5日(金) 17時まで
プレゼンテーション審査	令和6年7月 9日(火) (予定)
選定結果の通知	令和6年7月12日(金) (予定)
仕様の決定	令和6年7月16日(火) (予定)
見積合わせ	令和6年7月22日(月) (予定)
契約締結	令和6年7月25日(木) (予定)

(2) 業務着手から終了までのスケジュール

業務着手	契約日
モデル校の教職員に対する説明会等の実施	令和6年8月中旬
生徒向けマニュアルの作成及び配布	令和6年8月下旬
Web会議システムのURLを生徒に配信	令和6年9月上旬
心の健康観察事業開始	令和6年9月中旬
心の健康観察事業終了	令和7年3月31日

4 応募要領

(1) 募集要領に関する質問

イ 質問期間 令和6年6月17日（月）13時から
令和6年6月24日（月）13時まで

ロ 質問方法

(イ) 様式1により宮城県教育庁高校教育課担当あて電子メールにて送付すること。

(ロ) 送信先 E-mail : ko-keiei@pref.miyagi.lg.jp

(ハ) 回答

提出期限までに到着した質問事項に対する回答を令和6年6月28日（金）までに宮城県教育庁高校教育課のホームページにおいて公表する（質問者の氏名・名称等は公表しない）。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わる者については、当該質問者に対してのみ回答する。また、質問の内容によっては回答しないこともある。

(2) 申込方法

イ 提出書類

(イ) 企画提案参加申込書（様式2） 1部

(ロ) 宣誓書（様式3） 1部

(ハ) 企画提出書（任意様式） 7部

(ニ) 会社概要が分かるもの（任意様式） 7部

(ホ) 同様の事業委託の令和2年4月以降の履行実績（任意様式） 1部

(ヘ) 概算見積書（項目・金額・内容） 1部

(ト) その他、企画提案者が必要と認める資料 7部

ロ 提出期限

令和6年7月5日（金）17時まで（必着）

ハ 提出方法

持参又は郵送で下記に提出すること。郵送により提出する際も、同日同時刻必着とする。

二 提出先

宮城県教育庁高校教育課（担当：伊藤、大越）

〒980-8423 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL : 022-211-3626 FAX : 022-211-3696

(3) 企画提案書の作成及び記載上の留意事項

イ 企画提案書の様式

(イ) 企画はA4縦（片面）10ページ以内とする。なお、表紙及び目次はページ数に含まない。

(ロ) 表紙を付け、表紙には提案事業者の名称を記載すること。

(ハ) 各ページに通し番号を付すること。

ロ 企画提案事由

企画提案書は、仕様書に掲げる業務内容を踏まえ、下記の事項について記載するほか、本事業の適切な遂行に向けたアピールポイントを明記するよう努めること。

(イ) テキスト等による健康相談のメリットと効果

(ロ) 相談に関する報告書の様式の特徴

- (ハ) 学校管理サイトの具体的な活用法
- (ニ) 実施スケジュール
- (ホ) 管理運営体制

5 評価・選定方法

(1) 契約予定者の選定

応募のあった企画提案書「令和6年度ICTを活用した心の健康観察事業業務」企画提案に関する選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査し、最も高い企画を提案した事業者1者を、契約予定者として選定する。ただし、審査の結果、審査特典の総計が6割に達する企画提案者がいない場合は、契約予定者を選定せず、再度募集手続きを行うものとする。また、審査の結果、審査得点が同点の企画提案者が複数いる場合は、提出した見積書の金額が最も少額である者を契約予定者として選定する。

(2) 企画提案者が3者を超えた場合の第一次審査及び結果通知

本業務に企画提案しようとする事業者が3者を超えた場合は、「令和6年度ICTを活用した心の健康観察事業業務プロポーザル方式等選定委員会設置要領」に基づき、提案提案者の第一次審査を行う。

イ 第一次審査の実施日

令和6年7月上旬

ロ 第一次審査の実施方法

書面審査とし、選定委員会が評価項目及び配点表に基づいて審査を行い、総合評価により上位3者を選定する。

ハ 第一次審査の結果通知

審査終了後、速やかにすべての企画提案者に電話及び書面で通知する。

(3) 企画提案者のプレゼンテーションの実施

応募者は、事前に提出した企画提案者について、選定委員会に対するプレゼンテーションを行うものとする。プレゼンテーションは応募者ごとに行い、総合的に評価する。

イ プレゼンテーション実施日

令和6年7月9日（火）（予定）

ロ 実施会場

別途応募者に通知する。

ハ 実施方法

(イ) 出席者は、1事業者につき3名以内とする。

(ロ) 1事業者あたりの持ち時間は30分以内（説明20分、質疑応答10分）とし、発注者が指示した時間で順次、個別に行うものとする。

(ハ) プレゼンテーションは、事前に提出した企画提案書にも基づいて行うこととし、追加資料の配付や資料の差し替え等は認めない。

(ニ) プロジェクターの仕様の有無については、企画提案書を提出する際に申し出ること。なお、パソコンは企画提案者が用意すること。

ニ 審査結果の通知

企画提案者及びプレゼンテーションにより、評価基準に基づいて各選定委員が審査を行い、各選定委員が採点した得点の総計最上位の1事業者を選定し、選定された事業者には決定通知を、落選した事業者には落選通知を書面にて通知する。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。選定結果については高校教育課ホームページに掲載する。

6 評価基準・配点

(1) 企画提案のセールスポイントについて（35点）

イ テキスト等による健康相談のメリットや効果について説明されているか。

ロ 心の健康状態の変化について、モニタリングできる機能が充実しているか。

ハ メンタルヘルスの不調について、リスクのある生徒への対応は十分になされているか。

- ニ 相談に関する報告書は生徒の状態を把握しやすいものか。
- ホ 学校管理サイトの効果的な活用法についての説明が十分になされているか。
- (2) 事業実施スケジュールについて (10点)
 - イ モデル校の教職員に対する説明会等を計画しているか。
 - ロ 生徒向けマニュアルの作成・配布を計画しているか。
- (3) 業務の実施体制について (20点)
 - イ 企画提案通り事業を遂行するための体制が整っているか。
 - ロ システムのメンテナンス体制等が整っているか。
 - ハ 生徒が発信するSOSの早期発見と適切な支援につなげる体制が整っているか。
- (4) 価格について (5点)
 - イ 業務実施にあたっての経費の積算が妥当であるか。

7 失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 直接、間接を問わず企画提案者が故意に選定委員会の委員に接触する等審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (2) 本募集要領に従っていない場合
- (3) 2件以上の企画提案書を提出した場合
- (4) 5(3)に示すプレゼンテーションに参加しなかった場合
- (5) その他企画提案者として適切でない行為をしたと選定委員会が判断した場合

8 提案者が1者又は提案者がいない場合の取扱い

- (1) 提案者が1者であった場合でも選定手続きは継続する。
- (2) 提案者がいない場合には、再度募集手続きを行うものとする。その際の企画提案再募集に係る通知は、高校教育課のホームページ上で行う。

9 委託契約の締結について

- (1) 業務受託候補者の決定
原則として、選定委員会で選定された事業者を業務受託候補者（以下「候補者」という。）とし、地方自治法施行令167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を締結するものとする。
- (2) 候補者の選定取り消し等
次のいずれかに該当する場合、候補者の選定を取り消し、次点の評価を受けた事業者を候補者として見積合わせを実施し、予定価格の範囲内において契約を締結するものとする。
 - イ 候補者が契約を辞退した場合
 - ロ 委託契約が締結するまでの間に、候補者が応募時において2の応募資格を有していなかったことが判明した場合
 - ハ 9(3)の仕様内容に係る県と契約予定者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。
- (3) その他
契約時における仕様書は、県と候補者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

10 その他

- (1) この企画提案にかかる費用は、すべて企画提案者の負担とする。
- (2) 提出書類は、原則として返却しないので留意すること。
- (3) 審査は提出された企画提案書により行うが、提案受付後、提案内容について説明を求めることがある。
- (4) 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示することがある。